

中央銀行による金融機関検査の意義

日本銀行 熊倉 修一

日銀は最後の貸し手機能（LLR：Lender of Last Resort）を発揮し流動性枯渇に陥った金融機関への特別融資や、その前提として金融機関の検査（日銀考査）を実施するなど、金融システムの安定確保を目指した諸政策（プルーデンス政策）を遂行している。

このように LLR に関連付けて中央銀行が金融システムの安定化政策にコミットすることに対しては、金融政策との利益相反が生じる等として批判的な意見も存在するが、決済システムの円滑な運営を責務とする中央銀行としては、信用不安事態の早期発見や LLR 発動の可否判断の前提として金融機関経営の健全度合いを独自に把握することは重要であり、そうした観点から日銀は、金融機関情報を直接もたらす考査機能を重視しているのである。

日銀考査はどのような経緯で開始され、どのような過程を経て現在に至ったのであろうか。本報告は、日銀考査のこれまでの道程を振り返ることにより、日銀は一貫して個別金融機関の経営情報を直接入手できるパイプを確保しようとし続け、そのために行政による金融機関検査との差別化を極力図ろうとしてきたこと、逆に言えば、行政検査との差別化を図れず両者の一体化を余儀なくされることを避けるためには、考査の法的根拠や権限化を求めるといったことには拘泥しないとの姿勢であったことを明らかにする。

しかし、そうした日銀の期待とは裏腹に、昭和金融恐慌、戦時下の金融統制、平成金融危機といった金融界の大きなうねりが生じる度に、行政検査との平仄を余儀なくさせられ、時にはそれとの協同を強制されることを通じて、金融機関からみると次第に実質的に強権を伴う存在となり、同時に行政検査との差別化を図ることは次第に困難化していったのである。98 年の早期是正措置の実施、改正日銀法での考査の明文化などを通じて、考査と行政検査との相違は際立ったものではなくなっており、日銀が強調する『中央銀行の立場からの金融機関考査の必要性』との考え方は微妙なものとなっている。これは翻ってみれば、日銀考査がわが国プルーデンス政策の中で欠くべからざるものであり、中央銀行の立場から独自の考査がなされなければならないとの社会的な合意が未だなされていないことを示している。

ここで改めて日銀考査の歴史を辿ることは単にその歴史的な事実を詳らかにするだけでなく、中央銀行によるプルーデンス政策の意義等を検討するためにも、さらにはその今後あるべき姿を展望する上でも、有益な材料を提供してくれるものである。

[参考文献]

- ・熊倉修一[2007]、「中央銀行による金融機関検査の意義—日本銀行考査の変遷と課題—」（「東京外国語大学論集」第 73 号）
- ・———[2008]、「日本銀行のプルーデンス政策と金融機関経営—金融機関のリスク管理と日銀考査—」（白桃書房）